

大槌町老人福祉計画・第7期介護保険事業計画に  
基づく地域密着型サービス事業者募集要項  
【令和2年度整備分】

令和2年5月  
大槌町長寿課



## 1 はじめに

大槌町では、「大槌町高齢者のための〇(まる)ごとプラン7」(大槌町老人福祉計画・第7期介護保険事業計画)において、介護が必要となっても可能な限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域密着型サービス事業所の基盤整備を進め、介護サービスの充実を図ることとしています。

今回の募集は、この計画に基づき、令和2年度に整備する地域密着型サービス事業所の設置及び運営を行う事業者を募集するものです。

## 2 募集内容

### (1) 募集する地域密着型サービス事業所及び募集数

事業所種別	定員 (ユニット 数)	募集数
認知症対応型共同生活介護事業所	18人 (2ユニット)	1施設

※ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定も併せて受けるものとします。

- (2) 整備区域 町内全域
- (3) 整備時期及び開設時期 令和2年度中
- (4) 開設区分 新設

## 3 応募資格

次のすべての要件を満たす者とします。

- (1) 応募時点において、介護保険法(平成9年法律第123号)に定める次のいずれかの事業を1年以上実施している法人。

《介護保険法に定める事業》

居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

- (2) 応募者自らが施設を設置・開設し、大槌町の事業者指定を受けるものであること。
- (3) 応募時点において、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号のいずれかに該当する者。
  - イ 国税及び地方税を滞納している者。
  - ウ 大槌町営建設工事に係る指名停止措置要綱(昭和57年大槌町告示第53号)に基づく指名停止の措置を受けている者。
  - エ 大槌町暴力団排除条例(平成27年大槌町条例第38号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団に該当する者。
  - オ 役員(就任予定者を含む。)等が条例第2条第3項に規定する暴力団員に該当又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
  - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続きを行っている者。
- (4) 応募する事業計画について、以下の要件を満たしていること。
  - ア 大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例（平成 25 年大槌町条例第 2 号）、大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年大槌町条例第 3 号）及び関連法令等に定める基準を満たしていること。

イ 都市計画法、建築基準法、農地法、消防法等の関連法令を遵守していること。

ウ 事業予定地が工事着工時まで確実に確保されていること又はその見込みがあること。

#### 4 募集要項等に関する質問

募集要項等の解釈に関する質問及び回答は、応募の受付に先立ち、次により行います。

(1) 受付期間

令和 2 年 5 月 20 日（水）から令和 2 年 5 月 29 日（金）まで

(2) 質問方法

「質問送付票」により、Eメール又はFAXで提出してください。電話及び口頭での質問の受付は一切行いません。

送信先：大槌町長寿課介護班

Eメール…choju@town.otsuchi.iwate.jp

FAX…0193-42-4314

(3) 回答方法

令和 2 年 6 月 5 日（金）までに町ホームページに掲載します。

(4) その他

ア 公募に関する応募状況については、回答できません。

イ 大槌町の指定基準は国の基準どおりとなっていますので、国の解釈通知（Q&Aを含む。）で確認できる内容については、原則として回答しません。なお、質問内容によっては、町ホームページに掲載せず、質問者に直接回答する場合があります。

#### 5 応募に当たっての留意事項

応募にあたっては、次のことについて留意してください。

(1) 土地利用及び建築に係る計画について、都市計画法、建築基準法、農地法等の関係法令を順守しているか、応募前に関係機関に確認し、その結果を記載してください。

(2) 事業予定地に係る売買契約又は賃貸借契約等の締結若しくは同意書の取得等については、応募段階にあることを利害関係者に十分に説明すること。

(3) 町は、応募者と土地所有者や地域住民、その他関係者との問題について、損害賠償などその他一切の責任を負わないこと。

(4) 応募内容を確認するため、必要に応じて調査を行います。

#### 6 応募方法等

次のとおり受付を行いますので、事前に電話等で提出日時を予約したうえで応募者が直接持参してください。郵送による応募はできません。

(1) 受付期間

令和 2 年 5 月 20 日（水）から令和 2 年 6 月 30 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

(3) 提出先

大槌町上町1番3号  
大槌町長寿課介護班  
電話…0193-42-8161 (ダイヤル)

(4) その他

募集において応募者又は事業候補者がいなかった場合は、再募集をする場合があります。

## 7 応募書類

別紙「応募書類一覧」に掲載している書類を、次のとおり提出してください。

(1) 提出部数

4部(原本1部、副本3部)

(2) 留意事項

ア 応募書類に不足や不備がある場合は、選定の対象外とする場合があります。提出前に書類の確認を受ける場合は、事前に長寿課に連絡のうえ、書類持参で確認を受けてください。

イ 受付期間終了後の書類の差し替え及び再提出はできません。ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

ウ 応募書類は原則としてA4版で作成してください。図面等はA3版での作成を可としますが、A4版サイズに折りたたんでください。

エ 応募書類はフラットファイル等に綴じ込み、書類番号入りのインデックスを付けた仕切紙を挟んでください。

オ ファイルの表紙及び背表紙に「大槌町地域密着型サービス事業者応募申込書」と記載し、法人名を併記してください。

(例:「大槌町地域密着型サービス事業者応募申込書 社会福祉法人〇〇〇〇〇」)

カ 応募書類の作成に伴う費用は、全額応募者負担とし、結果にかかわらず書類は返却しません。

## 8 事業候補者の選定方法

(1) 選定方法

審査会において、書類審査及び面接審査(応募者からの事業提案説明及び応募者への聞き取り審査)を行い、事業候補者を選定し、大槌町地域密着型サービス運営委員会の意見を聴取した上で、町長が決定します。

なお、応募者数が募集数を超えないときは、面接審査を行わない場合があります。面接審査の日程等については、応募者に通知します。

(2) 結果通知

選定結果については、すべての応募者に文書により通知します。また、事業候補者を町ホームページ上で公表します。

(3) その他

ア 応募資格を満たさない場合は、選定の対象となりません。

イ 審査結果によっては、事業候補者を選定しない場合があります。

ウ 事業候補者は、町の選定結果通知後2週間以内に事業実施に係る確約書(任意様式)を提出してください。正当な理由がなく提出されない場合は、辞退したものとみなし、選定を取り消します。

エ 事業候補者は、その地位を譲渡し、又は第三者に利用させることは、如何なる理由に関わらず認めません。

## 9 設置に対する補助制度

補助金の交付は、岩手県及び大槌町の令和2年度の予算措置を前提としており、今回の選定をもって、補助金の交付対象とすることを保証するものではありません。資金計画の策定にあたっては補助金の不交付も想定し、十分に対応できるよう計画してください。

### (1) 現行の補助制度

#### ア 地域密着型サービス施設等整備事業

(施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費)

【施設整備】 1施設 33,600千円(上限額)

【空き家を活用した整備】 1施設 8,910千円(上限額)

#### イ 介護施設開設準備経費等補助

(円滑な開所及び既存施設の増床の際に必要な備品購入費、需用費等)

1床 839千円(上限額)×宿泊定員数

### (2) 留意事項

ア 補助制度を活用する場合、スケジュールは県の指示により決定します。

イ 建設工事を請負により実施する場合、請負者の選定にあたっては競争入札を取り入れるなど、一定の要件及び手続きが必要になります。

## 10 応募の無効、選定の取り消し

### (1) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 本募集要項に違反又は逸脱した場合。

イ 提出された応募書類の内容に重大な不備又は虚偽があった場合。

ウ 開設時期までに施設の開設が困難となった場合。

エ 応募者又はその関係者が、町の職員又は審査委員に応募内容の採否に係る直接的又は間接的な働きかけを行った場合など、不正な行為があった場合。

オ その他、町民の疑惑又は不信を招くような行為をしたと町長が認める場合。

### (2) 選定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、選定を取り消す場合があります。

ア 選定後に事業計画を変更する場合。

イ 正当な理由なく、開設時期までに開設しない場合又は開設する見込みがない場合。

## 11 スケジュール（予定）

時期	町	事業者
令和2年 5月20日	募集要項公表	
5月29日		募集要項に関する質問提出
6月5日	質問に対する回答	応募書類提出
6月30日	応募受付終了	
7月上旬	第一次審査	
7月中旬	第二次審査	第二次審査（事業提案説明等）
7月中	大槌町地域密着型サービス運営委員会において、選定候補者に関して委員から意見を聴取 第二次審査選定結果通知	
7月中旬から令和3年3月まで	事前着手承認 入札立ち会い (県内示後) 補助金交付申請書受付 (県交付決定後) 補助金交付決定 事業所指定審査 現地確認 (補助金・事業所指定に係る確認) 補助金交付	詳細設計実施 事前協議書提出 事前着手承認申請 入札→事業着手（契約） 補助金交付申請 事業所指定申請 補助金請求・実績報告 現地確認立ち会い (補助金・事業所指定に係る確認)

※ 網掛け部分は、補助金に関する事項ですが、大槌町では県補助金を活用するため、スケジュールは県の指示により決定します。

## 12 問い合わせ先

大槌町長寿課介護班

住 所：大槌町上町1番3号 大槌町役場1階

電 話：0193-42-8161（ダイヤルイン）

F A X：0193-42-4314

Eメール：choju@town.otsuchi.iwate.jp